

特定非営利活動法人筋強直性ジストロフィー患者会 会則

(名称)

第1条 この会は、「特定非営利活動法人筋強直性ジストロフィー患者会」という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、東京都杉並区南荻窪4丁目3番13号におく。

(目的)

第3条 この会は、筋強直性ジストロフィーという難病の患者とその家族を中心に市民が力を合わせ、治療法開発に協力すること、病気に対する正しい知識を共有して質の高い療養生活を送り寿命を延ばすこと、さらには広く一般市民を対象として筋強直性ジストロフィーという病気への啓発活動を通じて、患者の可能性を広げられる社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)筋強直性ジストロフィーの治療法開発に協力する事業
- (2)患者と家族に向けた知識提供・患者交流事業
- (3)患者と家族及び広く一般社会に向けた筋強直性ジストロフィー啓発事業
- (4)その他目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第5条 この会の構成員は、正会員、賛助会員とする。

(入会)

第6条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 別途定める定款に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この会の活動と無関係な政治・政党、宗教への勧誘をおこなったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(機関・議決)

第11条 この会の議決を行う機関として、総会及び理事会をおく。

2 総会は正会員で構成し、正会員総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

3 総会は理事長が召集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 年度事業計画及び予算
- (2) 年度事業報告及び決算の承認
- (3) 理事の選任
- (4) 本会の解散、合併に関する事項
- (5) 会員の除名に関する事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

4 理事会は理事長が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及び、この会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は理事長が務める。

5 理事会は理事の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

(理事)

第 12 条 この会に次の理事をおく。

(1) 理事 3 人以上 7 人以内

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長とし、1 人以上 2 人以内を副理事長とする。

理事長 理事長は本会を統括し代表する。

副理事長 副理事は理事長を補佐する。

監事 監事は理事の職務執行を監査する。

3 理事に選出された者の、配偶者及び 3 親等以内の親族は理事になることはできない。

4 理事は総会で選任する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。権限、責務等は、理事会が定める。

5 理事長、副理事長、理事をもって理事会を構成する。

6 監事は理事会、総会に出席し発言することができる。理事及び理事会が機能しない時は、総会を招集できる。ただし、監事は理事及び職員の兼務はできない。

(事務局の設置)

第 13 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

4 事務局長は理事長の要請で総会及び理事会に参加し、意見を述べるすることができる。

(事業年度)

第 13 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

(財産の管理)

第 15 条 この会の会計処理及び管理方法は理事会が定める。

(会則の改正)

第 16 条 会則の改正は総会において正会員の 2/3 以上の賛成をもって決する。

(細則)

第 17 条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は定款に準じるが、必要があれば理事会が新たに定める。

(雑則)

第 18 条 この会則は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

(会費額に関する内規)

1 会費は、次のとおりとする。

(1)入会金 正会員（個人・団体） 1,500 円 賛助会員（個人・団体） 0 円

(2)年会費 正会員（個人・団体） 3,500 円 賛助会員（個人・団体） 3,000 円

2 会費の有効期間は、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。

3 この内規は、理事会及び総会の議決がなければ変更することができない。

4 この内規は、平成 30 年度会費から施行するものとする。

附則

この内規は平成 28 年 3 月 1 日より施行する。

改正文 平成 30 年 3 月 1 日より施行する。